

桑名市選挙管理委員会告示第19号

令和2年11月29日執行予定の桑名市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第144条の2第8項及び桑名市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成16年桑名市条例第4号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、ポスター掲示場を次のとおり設置したので、法第144条の2第10項で準用する同条第4項の規定により告示する。

ただし、ポスター掲示場の総数は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第111条第1項で定める設置数275箇所を法第144条の2第9項及び条例第2条第2項の規定により、76箇所減じ、199箇所とする。

令和2年11月21日

桑名市選挙管理委員会委員長 西村 治生